

事例2：知識・技量・経験不足に関するもの

発生日時 2020年（令和2年）8月1日（土）9時33分ごろ

型式 ニューウイングス式 MAX-R447・MAW 型（体重移動操縦型）

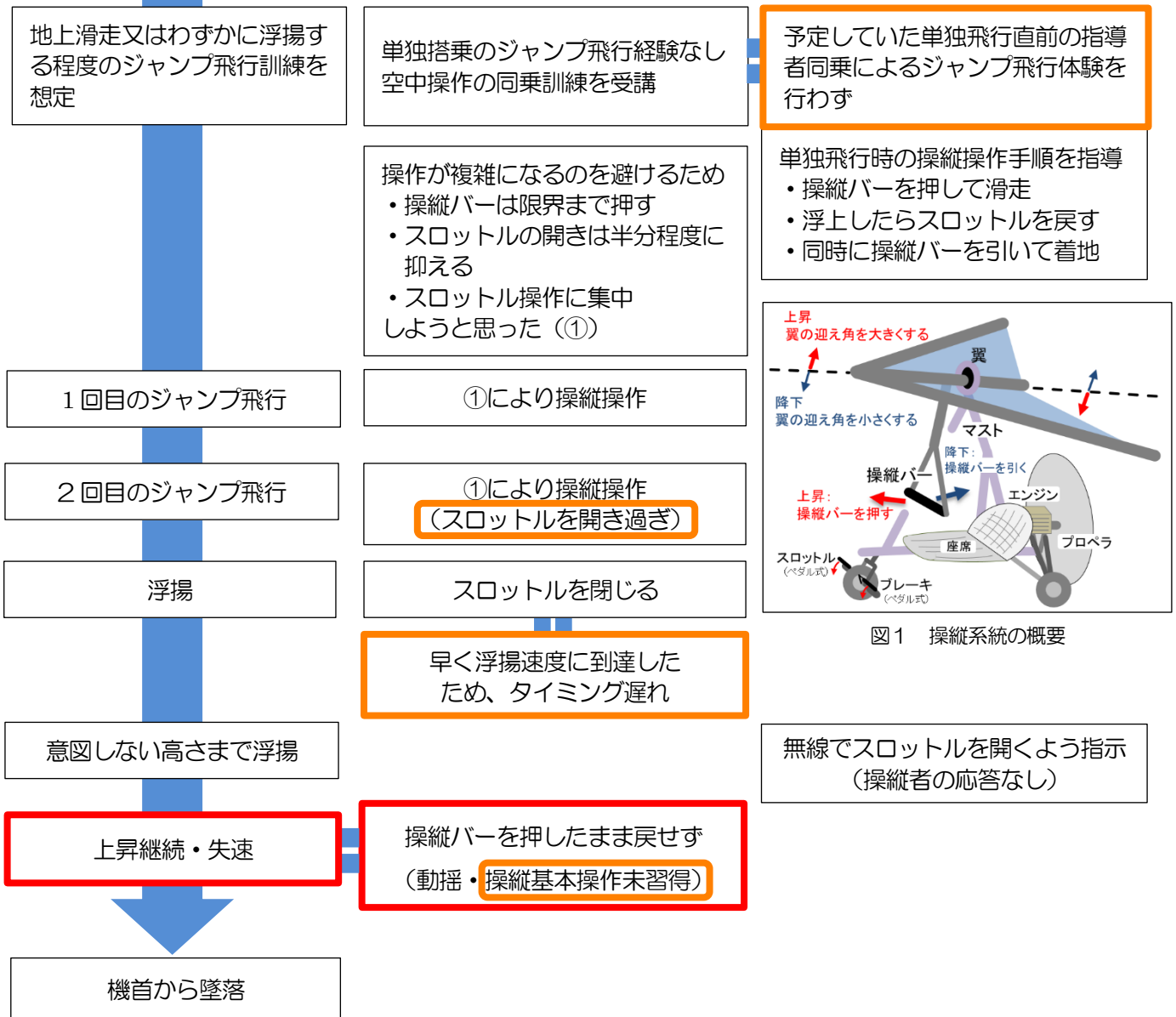
事故概要 操縦訓練のため、操縦者1名のみが搭乗して場外離着陸場でジャンプ飛行*を行った際、意図せず上昇して、その直後に機首から墜落した。
同機は大破し、操縦者は重傷を負った。

*ジャンプ飛行とは、滑走路内で行う空中にわずかに浮き上がる程度（高度3m）までの飛行のことをいう。

事故時の飛行状況

操縦者の訓練・操作状況

操縦指導者の指導・判断



【原因：不適切な操縦】

ジャンプ飛行の訓練中、操縦バー及びスロットルの操作が適切に行われなかったことにより、浮揚後に操縦者の意図しない高さにまで上昇するとともに、その後も上昇が継続して速度が低下したため機首から墜落したものと考えられる。

【要因：知識・技量・経験不足】

操縦操作が適切に行われなかったのは、
・ジャンプ飛行に先立つ地上での操作訓練及び操縦指導者が同乗した飛行訓練が十分に行われず
・操縦者が操縦の基本操作を習得できていなかったことによるものと考えられる。